

COVID-19対応期間限定 登校停止に関する対応まとめ

2020.9

	学校感染症		新型コロナウイルス感染症対策による登校停止					
	新型コロナウイルス感染症以外	新型コロナウイルス感染症	症状	帰国	濃厚接触	COCOA通知	同居家族などの状況による登校停止	
登校停止の対象(要件)	学校感染症と診断された	新型コロナウイルス感染症と診断された	①発熱や風邪症状がある	②海外から帰国・入国した	③濃厚接触者として保健所等が自宅待機を指示	④接触確認アプリ「COCOA」で陽性者との接触に関する通知があった	⑤同居家族などに発熱や風邪症状がある	⑥同居家族などがPCR検査等対象者となった
登校停止期間	各疾患ごとに登校停止期間の基準あり	治癒するまで	発熱や風邪症状1日目から、すべての症状が消失して丸2日経過(消失日を1日目とカウント)するまで	帰国・入国後14日間経過(帰国日を1日目とカウント)するまで(※症状が何も出なかった場合)	濃厚接触者として保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまで(※症状が何も出なかった場合)	居住地の保健所等の指示に従い対応、指示された自宅待機期間が終了するまで(※症状が何も出なかった場合)	自宅待機不要になるまで	
登校停止期間中の健康観察	自宅等で滞在し、健康観察							
	「健康管理表」を教務機構HPからダウンロードして記録をつける							
登校停止時の連絡	Formsで申請	Formsで申請・電話連絡	Formsで申請					
登校停止の解除に必要な届出用紙	主治医に「学校感染症・登校許可証明書」を記載してもらい提出	保健所等から証明書:「就業制限解除通知書(自治体により名称異なる)」を取得	「感冒様症状に関する届」※医療機関受診は必須ではない	「帰国後健康観察期間終了届」※帰国・入国日がわかるものを添付(パスポートや航空券のコピー)	「指定感染症に関する健康観察期間終了届」	「指定感染症に関する健康観察期間終了届」	「感冒様症状に関する届」	「指定感染症に関する健康観察期間終了届」
症状悪化時などの対応	受講できない期間が14日以上になる場合、所属学部・研究科事務室(CIEC)および保健館(保健館分室)に電話で連絡		発熱や風邪症状が続く場合、かかりつけ医や地域の相談窓口で電話で相談	発熱や風邪症状が出現した場合、地域の相談窓口で電話で相談				
			受講できない期間が14日以上になる場合、所属学部・研究科事務室(CIEC)および保健館(保健館分室)に電話で連絡					
			学校感染症と診断された場合や、状況が変わった場合、再度Formsで申請(質問1で「2回目以降」を選択)					
新型コロナウイルス感染症と診断された場合	新型コロナウイルス感染症と診断されたら、Formsで申請および所属学部・研究科事務室(CIEC)に電話連絡 新型コロナウイルス感染症は指定感染症であるため、第1種学校感染症の扱いになり、治癒するまで登校停止 登校時には、保健所等から証明書:「就業制限解除通知書(自治体により名称異なる)」を取得して提出のこと							

※COVID-19の指定感染症としての扱い、軽症患者の扱い、検査陽性無症状者の扱いが変更になる等の場合には、内容は変更になります。